

## 総務政策委員会記録

開会年月日	平成 28 年 3 月 15 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 11 時 13 分
出席委員名	◎福井 輝夫 ○野崎 隆太 鈴木 豊司 吉井 詩子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 工村 一三
	世古口新吾
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木 豊司 吉井 詩子
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第 11 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中 総務政策委員会関係分
	議案第 21 号 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例の制定につ いて
	議案第 22 号 伊勢市情報公開条例等の一部改正について
	議案第 23 号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の制定につ いて
	議案第 25 号 伊勢市災害対策本部条例及び伊勢市地震災害警戒本 部条例の一部改正について
	議案第 26 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
	議案第 27 号 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 等の一部改正について
	議案第 28 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例の一部改正について
	議案第 29 号 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部改正について
	議案第 30 号 伊勢市職員退職料基金条例の廃止について
	議案第 37 号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について
	議案第 41 号 伊勢市職員退職料退職給与金遺族扶助料支給条例及 び伊勢市職員退職料退職給与金遺族扶助料支給条例 臨時特例の廃止について
議案第 42 号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について	

	議案第 43 号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 44 号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 45 号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 46 号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 47 号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 48 号 明和町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 55 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）中 総務政策委員会関係分
	議案第 56 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ いて
	管外行政視察について
説 明 員	総務部長、総務課長、情報戦略局長、財政課長、企画調整課長、 環境生活部参事、市民交流課長、市民交流課副参事
	その他関係参与

伊 勢 市 議 会

## 審査経過

福井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に鈴木委員、吉井委員を指名した。

直ちに議事に入り、去る2月29日及び3月1日の本会議において審査付託を受けた「議案第11号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」外20件を審査し、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に、管外行視察についてを議題とし、委員長提案のとおり決定し閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午前 9時58分

### ◎福井輝夫委員長

ただいまから総務政策委員会を開会します。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

本日の会議録署名者2名は委員長において鈴木委員、吉井委員の御兩名を指名します。

本日、御審査いただきます案件は、去る2月29日及び3月1日の本会議において、総務政策委員会に審査付託を受けました21件、及び管外行政視察についての併せて22件であります。

案件名につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりでございます。

お諮りします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように決定しました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願います。

## 【議案第11号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中 総務政策委員会関係分】

### ◎福井輝夫委員長

それでは初めに、「議案第11号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中 総務政策委員会関係分」の御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の36ページをお開きください。36ページ、37ページでございます。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、款1議会費の審査を終わります。

次に38ページをお開きください。38ページから57ページの間です。

款2総務費のうち、除く部分を申し上げますと、42ページの項1総務管理費、目17財産管理費、大事業3市有財産管理事業、及び44ページの目24交通対策費を除き、款一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。鈴木委員。

○鈴木豊司委員

2点お尋ねをいたします。

目15基金管理費なんですが、今回、育英基金でですね、1,529万新たに追加をさせていただいておるんですが、この財源というのは何でしょう。

◎福井輝夫委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

鈴木委員の御質問にお答えをさせていただきます。今回の育英基金の原資となる部分につきましては、ふるさと応援寄附で頂戴した部分を積み立てさせていただく部分でございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

もう1点ですね、目19市民交流推進費の中で、コミュニティ助成事業補助金が、5,710万減額なんですけど、この内容を教えてください。

◎福井輝夫委員長

市民交流課長。

●北村市民交流課長

コミュニティ助成のところでございます。

当初ですね、宝くじの助成の事業で7,930万を計上させていただいておりました。その結果ですね、一般財団法人の自治総合センターのほうの採択で、伊勢市の分として一般コ

コミュニティがですね、520万、それからコミュニティセンターのほうが1,500万、それから自治防災のほうの関係で200万ということで、それだけ採択をされまして、その残った金額を補正させていただいたということでございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
宝くじの関係なんですけど、その地域から何点か要望が出てきて、予算計上されとると思うんですけど、何件の要望があって、何件この補助金がいただけたのか、その辺だけ教えていただけますか。

◎福井輝夫委員長  
市民交流課長。

●北村市民交流課長  
一般コミュニティの部分でございますけども、当初11団体で、結果3団体が採択をされております。  
それから、コミュニティセンターのほうでございますけども、集会所のほうでございます。4団体ございまして、1団体が採択をされております。  
それから自主防災のほうで1団体で結果1団体いただいておりますというふうな状況でございます。

◎福井輝夫委員長  
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
御発言もありませんので、款2総務費の審査を終わります。  
次に、70ページをお開きください。70ページ、71ページです。  
款3民生費、項5人権政策費を御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
御発言もありませんので、款3民生費、項5人権政策費の審査を終わります。  
次に、108ページをお開きください。  
款10消防費のうち、除く部分を申し上げますと、110ページの項1消防費、目4水防費、

及び目5災害対策費、大事業2防災基盤整備事業、中事業2住宅建築物耐震改修等促進事業を除き款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、款10消防費の審査を終わります。

次に、132ページをお開きください。132、133ページです。

款13公債費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、款13公債費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

14ページにお戻りください。14ページから35ページの間でございます。

歳入ですね、歳入の審査一括をお願いします。

御発言はありませんか。鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ふるさと応援寄附金のところでお聞かせをいただきたいんですが、今回2,004万8,000円追加ということがございます。

これは過去、年度でいったら最大、1番多い年度になるのかなというふうに思うんですけど、その1番伸びた要因といたしますか、その辺はどのような分析をされておるんか、お聞かせいただけないでしょうか。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

ふるさと応援寄附金の件でございますけれども、今回、これまでの年度に比べて、大幅に増額しておる理由でございますけれども、これにつきましては、市内の方がいろいろと遺贈、遺産とか、そういった形で、たくさん、1件あたりいただいた金額もございまして、そういったところで伸びがあるということでございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

市内の方が、伊勢市へ寄附できるんです。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

公共団体に御寄附いただけるということで、この制度も活用しながら、ふるさと応援寄附金のほうで受付をさせていただいております。

ただ、市内の方に関しましては、ふるさと応援寄附金の返戻品のほうをお渡ししていないというところがございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとですね、その寄附された方が、これに使ってくださいという活用を選んでみえると思うんですけど、その多い項目というのを教えていただけないですか。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

輝く観光都市を目指した交流づくりであったり、次が豊かな自然恵まれた資源を守り育てるまちづくり、それから、子供たちが安心して生活できる環境づくり、というところがございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それとですね、今回2,000万以上の寄附があるわけなんですけど、そのお返しの品ですね、あれは観光協会のほうへ委託をされておると思うんですけど、それらの経費を差し引きして、2,000万以上の寄附があるんですけど、差し引きして、実質どれぐらいの寄附金が活用可能なのか、その辺、教えていただけないですか。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

● 辻企画調整課長

補正予算の段階でございますけれども、御寄附をいただいて、観光協会さんのほうには商品の代金であったり、配送料であったり、手数料であったり、そういったものを4月から2月までの時点で330万ほど執行をしております。

それで、あと、これ情報があればなんですけれども、市内の方が市外のほうにも、御寄附をされてみえたりしております。その額でございますが、8月時点というところで申し訳ありません、890万ぐらい、これは、ちょっと1年ずれるかもわかりませんが、それぐらいの額がございます。

ですので、単純に差し引きいたしますと、1,000万ほどということでございます。

◎ 福井輝夫委員長

鈴木委員。

○ 鈴木豊司委員

最後になるんですが、ふるさと納税の関係はですね、ふるさとを応援したいとか、ふるさとのほうへ貢献したいという趣旨から制度ができたわけですよ。

今全国的に見ても、御礼の品、それぞれの地域の特産品、大変それが過剰な競争みたいになっておるのですが、その辺のところですね、行政としてどのようにお考えなのか、本来の、ふるさと納税の目的に逸脱しておるような気がするんやけど、その辺いかが考えますか。

◎ 福井輝夫委員長

企画調整課長。

● 辻企画調整課長

ただいまの御質問、よく、いろいろそういう御意見もいただきますし、総務省のほうからも再三通知が出ております。やっぱり過剰的なところがあるということで、今御指摘のあったように、本来の趣旨に沿ったということもございます。

私ども伊勢市のほうは、過去からですね、大体4分の1を目安にということで、この辺りが妥当な線かなということで、返礼品のほうは、目処にお返しをしまっていました。

ただ、中にはですね、これを寄附ということとあわせて政策的に、例えばそのうちですね、特産品をこの機会にPRをしたいというふうな政策を絡めたところもございます。

私どもは予算特別委員会中でも御質問ございましたけれども、基本的には従来のスタンスをとりつつもですね、物によっては、例えば、うちは観光という基幹産業になっておりますので、そういったところでお越しいただいて、消費いただくような政策的に誘導するようなもの、あるいは農産物をPRしていくというふうなところに関しては、若干、その25%のところも変えつつも、ただベースとしてはその辺りを押さえつつ、メリハリあるというんでしょうか、そういったやり方をこれから進めていきたいなと考えているところでございます。



◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

もう1点ですね、合併特例債の関係でお聞かせをいただきたいんですが、建設事業分で368億円の発行が可能だと、それから26年度末で165億でしたか、先の一般質問の中では27年度末には219億に達するであろうというようなお話があったかと思います。

これから5年あるわけですが、150億円弱の合併特例債の発行が可能になってくるわけですが、今小学校の統合事業の関係でですね、なかなか進展が見られない、当然、子供さんの数の減少というものはあるんですが、予算的な課題が、その進展が見られないということで説明も伺っております。

その分、一例なんですけど、これから必ず必要とする事業であるならばですね、合併特例債を使わない手はないというふうに思います。

ひいては市民の負担軽減にもつながってくるのかなというふうに思うんですが、これから5年間で、特例債の活用の仕方ですね、当局はどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただけないでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
財政課長。

●鳥堂財政課長

今御紹介いただきましたように368億、およそ約ですけれども368億円、この27年度末での執行見込みが218億をちょっと上回る形になってまいります。残余といたしましては149億余りのところで、こちらにつきましては、今までの予算の審議のところでも御説明をさせていただいておりますように、基本その年度年度の予算の中で、少しでも有利な財源として活用できるように調整を図っていきたいというふうに考えております。ですので150億円を、結果としましては使い切る形になるかなとは思っています。

ただし特例債が最優先されるものではない部分もございます。ものによりましては、例えば防災関係の事業でございますと、緊防災といったものもございます。どちらを使うほうがより有利になるのか、そうは言いますが基本的には借金でございますので、まずは、国費、県費等の補助金、交付金を確保しつつも、その補助裏のところへは1番その際有利となる起債のメニューを探しまして、そちらを充てる中で財源確保に努めたいと、そのように考えておるところでございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここで一つ教えてほしいのですが、合併特例債を利用した場合にですね、3割から4

割ぐらいの事業負担で、その事業ができるというふうに思っておるんですけど、そうすると通常の起債であればですね、どうしても6割、7割の負担が要るのかなというふうに思うんですけど、その辺は、ばくっと数字だけ、率で結構ですんで、わかったら教えてほしいんですけど。

◎福井輝夫委員長  
財政課長。

●鳥堂財政課長

本当にすいません、実際のところ、その事業が確定をして、事業費が確定して、実際の起債の計算をせんと、正確な数字は出ませんので、今おっしゃっていただいたところよりももう少し高くなるかなと、7割以上負担せないかなのかなっていうふうな感覚を持っております。といいますのも、充当率で問題が生じてまいります。合併特例債につきましては、95%の充当率でございますけれども、その他の部分でいきますと、そうですね、高くても90まで出せるかなというところになってまいります。ですので、単年度の事業の実施におきましては、その年度の一般財源、必要とする一般財源もふえるというところになりますので、最終的な部分といたしましては、7割程度を負担せんとやってけやんという、そんな感じで御了解いただきたいと思っております。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

合併特例債、せっかく有利な制度でありますんでね、先ほど言われましたように、ほぼ全部活用するような話もいただきましたんですけど、その辺はしっかり検討していただきますようお願いをさせていただきます。

◎福井輝夫委員長  
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

それでは、以上で歳入の審査を終わります。

補正予算の1ページにお戻りください。

1ページから9ページの間でございます。

条文の審査に入ります。

条文の審査は、条文一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。  
以上で審査を終わります。  
続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りします。

議案第11号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中 総務政策委員会関係  
分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第21号 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例の制定について】

◎福井輝夫委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから3ページですけども「議案第21号 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条  
例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、討論を終わります。  
お諮りします。

議案第21号伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例の制定につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

### 【議案第22号 伊勢市情報公開条例等の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、4ページをお開きください。4ページから28ページです。

「議案第22号 伊勢市情報公開条例等の一部改正について」を御審査願います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。お諮りします。

議案第22号 伊勢市情報公開条例等の一部改正につきまして、原案どおり可決すべきと決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

### 【議案第23号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の制定について】

◎福井輝夫委員長

次に、29ページをお開きください。29ページから32ページです。

「議案第23号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の制定について」御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りします。

議案第23号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の制定につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第25号 伊勢市災害対策本部条例及び伊勢市地震災害警戒本部条例の一部改正について】**

◎福井輝夫委員長

次に、46ページをお開きください。

46ページから48ページ、「議案第25号 伊勢市災害対策本部条例及び伊勢市地震災害警戒本部条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りします。

議案第25号 伊勢市災害対策本部条例及び伊勢市地震災害警戒本部条例の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

### 【議案第26号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、49ページをお開きください。49ページから92ページです。

「議案第26号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」を御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りします。

議案第26号 伊勢市職員給与条例等の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第27号 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について】**

◎福井輝夫委員長

次に、93ページをお開きください。93ページから99ページです。

「議案第27号 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りします。

議案第27号 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について】**

◎福井輝夫委員長

次に、100ページをお開きください。100ページから104ページです。

「議案第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りします。

議案第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

### 【議案第29号 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、105ページをお開きください。105ページから115ページです。

「議案第29号 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。鈴木議員。

○鈴木豊司委員

この部分なんですが、前々から若干疑問を持っていましてですね、いろいろお話も伺ってきたんですが、今回整理をしていただいたようでございますので、何点かお聞かせをいただきたいと思います。

まず別表の改正のほうなんですが、情報公開、個人情報保護審査会の委員さん日額1万円ということでお決めいただいておりますが、今回の改正で唯一この部分が値上げになっております。その理由というのですか、なぜ値上げをしたのかお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

実は12月議会で議決をいただきました教育委員会の関係のいじめ問題があるんですけども、いじめ問題の対策委員会、あと市長のほうで設置するいじめ問題の調査委員会、これの報酬額と同額にさせていただいております。



このとき県内の先行事例を調査いたしましたところ、いじめ問題の調査委員会と情報公開個人情報保護のほうの審査会の委員報酬が同額にしとる市がたくさんございまして、実際、委員構成は弁護士の先生、あとは行政法とかそういう関係の大学の先生、学識経験者で構成しとるといのように、委員構成や実際に職務にあたっていただくのも事案の調査ということで、所掌事務も類似しているということから、こういうふうな格好になつとるものやと考えております。

こうしたことを踏まえますとともに、あと近隣の松阪市さん、鳥羽市さんとか、玉城町さん、近隣のほうも実際の報酬額を見させていただいたら、1万円ということでしたので、庁内的にもいじめ問題のほうとのバランス、均衡を図る上、また近隣の市町とのバランスも考えまして、今回1万円ということにさせていただいたところでございます。

同様の考え方から、行政不服審査会の委員報酬も同額の1万円ということにさせていただいております。

◎福井輝夫委員長  
鈴木議員。

○鈴木豊司委員  
わかりました。

それとですね、休日夜間応急診療所の管理者、月額3万円ということで規定をされてきたんですが、これは28年4月1日からですね、新たに支給をされるということで理解させていただいてよろしいのでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長

私のほうからお答えさせていただきます。

実は休日夜間応急診療所の管理者というのは既に設置されてございます。現行の規定ですと、別表の1番最後の項、任命権者と市長が予算の範囲内で定める額、これの適用で定められておったものでございます。

実際、今回、実は市長の提案説明、補足説明でも言わせていただいたところ、今回いろんな、この別表の改正が入りまじっておりますので、実際、表を見ていただいたらわかるんですけども、規定の並び順とか、実際に上がつとるもの、上がっていないものというのが、いろんな混在しとるといのか、昔からあんまりこうルールを決めて条例改正をしてこなかったりという経緯がありますので、そこら辺を反省させていただいて、今回の改正を機に、この別表にどういうルールでもって挙げていくか、規定をしていくかというのを設定させていただいて、それに基づいて今回このような形をとらせていただいたというものでございます。

そのルールと申しますのは、まず、順番的には行政委員会と執行機関の委員さんを、まず最初のほうへ持ってきて、その次に附属機関の委員をもって来て、最後のほうに、それ

以外の非常勤の特別職の職員さんを持ってくるというような並び順にさせていただいております。あとは細かいところでは、市長部局から教育委員会というふうに中の順番も決めさせていただきました。

今回、休日夜間応急診療所の管理者を挙げてきたのは、今回の見直しに当たって全庁的に照会させていただいて載せていくもの、今までどおりの取り扱いとさせていただくものというのを照会した結果、休日夜間応急診療所については、額としても変わってこないということで、今回挙げさせていただいたというものでございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木議員。

○鈴木豊司委員

今の御答弁なんですが、地方自治法にはですね、報酬の額ですね、支給方法につきましては条例で定めるということで規定をされておるんです。それで予算の範囲で市長と協議して定めたという従来の話なんですけど、何か拡大解釈されとるような気もせんわけでもありません。

それでもう1点ですね、休診の関係で運営委員会というのが条例を見たときに出てきました。その構成はですね、管理者と医師、それから歯科医師、薬剤師、それから赤十字病院の院長さん、副市長、あと伊勢病院の管理者でしたか、そんなんで構成をされておるんですけど、その方につきましては、報酬は出さない。それとも予算の範囲内で定めて対応していくということなんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

実は附属機関に当たられるという委員さんにつきましては、附属機関ということで、表の真ん中あたりが、附属機関の欄ということで設けさせていただいておりますけれども、実際附属機関の委員さんにつきましては、庁内、一般的な附属機関の事務にあたるもの、それで一律6,000円というのが基準額として設定してございます。

ここに当たるものは、附属機関の欄の1番最後のほうに、その他ということでひとまとめでひとくりでさせていただいております。

◎福井輝夫委員長

鈴木議員。

○鈴木豊司委員

今言わせていただきました運営委員会の委員さんにつきましては、日額6,000円で対応していくということなんですね。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長  
そのとおりでございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木議員。

○鈴木豊司委員  
それとですね、先ほど話が出ていました、その他附属機関の委員、その他構成員ということであるんですが、その他の附属機関というのは、地方自治法上の規定で理解をさせていただくのですが、その他の構成員という部分につきましては何を指すのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長  
この委員、その他の構成員というところでございます。自治法で附属機関に関する規定ではこういう表現が用いられております。実際、附属機関の構成員というのは、委員という名称だけではなく、伊勢市にはないんですけれども、調停委員とか審査員、あと、委員さんでも、特別に専門委員、臨時委員ということで、委員とは異なる名称がつけられていたり、また通常の委員とは別に、専門委員というように、特別の委員というのを置く必要がある場合、また、特殊な事例になりますけれども、会長及び委員でもって組織するというように、通常、委員何名で組織するといいますと、後から、まず委員を選任してそのあと委員会を開いていただいて、そこで委員長とか、そういうのを互選するという流れになってくるんですけれども、もう始めから会長は会長で選任する、委員は委員で選任するというふうに区別して、置いておる規定が実はございます。

そういうのがあることから、自治法のほうでは、委員その他の構成員ということで、委員だけという言い方をしておりません。そういうことも踏まえまして、条例のほうでも同じような、自治法の表現と一緒にいうふうにさせていただいたところがございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木議員。

○鈴木豊司委員  
そうしますとですね、スポーツ推進委員、それからいじめ問題対策連絡協議会の委員というのが日額6,000円で規定をされておるんですが、この方につきましては、今の部分には該当しないんですかね。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長

スポーツ推進委員は、附属機関ではなくて、独任制の委員さんのほうでございます。

それから、いじめ問題の連絡協議会につきましては、関係行政機関と関係団体が集まって協議する場ということで、法律のほうでは設定をされております。したがって、伊勢市におきましては、附属機関に当たらないということで実際、オブザーバー的な意味あい、学識経験者の方に協議の場に入っていただくというのを想定しております。

そういう方につきましては、実際、伊勢市のほうからお願いして、非常勤特別職としてその協議の場に入っていただくということが考えておりますので、その分は附属機関ではないんですけれども、非常勤特別職ということで、6千円で設定させていただいたところがございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木議員。

○鈴木豊司委員

そうすると今回の改正点ですね、審査会あるいは協議会とか委員会等、ひとまとめにいただいたということなんですが、これまでの規定しております審査会と協議会、これにつきましては、附属機関ということですので理解してよろしいか。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長

そのとおりでございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木議員。

○鈴木豊司委員

次に、附則の改正のところでお聞かせをいただきたいんですが、附則2項ですね、教育長の給与等に関する条例等の一部改正をする条例の一部改正ということなんですが、先の12月定例会で提案をいただきました、この平成27年伊勢市条例第43号ですね、この部分の公布の日と施行の日を教えてくださいませんか。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長

12月議会で議決をいただきました新教育長制度への関連条例への改正ということでございます。

これは27年の12月25日に条例43号ということで公布をさせていただきました。

これの施行期日につきましては、平成29年12月23日までの間において規則で定める日から施行するというようにさせていただいております。

これは、現在の教育長さんの任期の翌日が29年12月23日に当たるということから、このような規定とさせていただいております。

◎福井輝夫委員長

鈴木議員。

○鈴木豊司委員

その施行なんですけど、いつ予定をされておりますか。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

実際は、新教育長制度への移行につきましては、現在法律の施行は27年4月1日、その時点におきまして、旧の制度という言い方になりますけれども、その前のままの教育長さんが在任中である場合は、その教育長さんの任期満了までは、旧の制度がそのまま適用されるということになっておりますので、制度上は29年12月23日までの間において規則で定めるということで、施行のほうはさせていただいております。

実際は、この間、人事案件でお認めいただきましたけれども、3月31日をもって辞任されるということになっておりますので、具体的にこの規則で定める日というのは、今、現在のところ28年4月1日というふうに定める予定でございます。

◎福井輝夫委員長

鈴木議員。

○鈴木豊司委員

先にお聞かせいただいた日数と若干違ってきましたので、ちょっと質問もようわからんようになってきたんですけど、それで今回ですね、この条例につきましては、4月1日が施行ですよ。そしてこの附則2項の規定につきましては、公布の日から施行ということなんですけど、この公布はいつ予定をされておりますか。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

これは、最終日に議決をいただいてからの公布ということになりますので、3月31日までの間に公布させていただくということになると思っております。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りします。

議案第29号 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第30号 伊勢市職員退隠料基金条例の廃止について】**

◎福井輝夫委員長

次に、116ページをお開きください。116ページから117ページです。

「議案第30号 伊勢市職員退隠料基金条例の廃止について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りします。

議案第30号 伊勢市職員退隠料基金条例の廃止につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように決定しました。

### 【議案第37号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、227ページをお開きください。227ページから229ページです。

「議案第37号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について」を御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りします。

議案第37号 伊勢市地区集会所条例の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第41号 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例及び伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の廃止について】**

◎福井輝夫委員長

次に、248ページをお開きください。248ページから249ページです。

「議案第41号 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例及び伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の廃止について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りします。

議案第41号 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例及び伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の廃止につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第42号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について 外6件】**

◎福井輝夫委員長

次に、250ページをお開きください。

250ページから284ページにかけての、「議案第42号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」から、「議案第48号 明和町との定住自立圏形成協定の変更について」の



7件につきまして、相関連しておりますので一括して御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で議案第42号から48号までの審査を終わります。  
続いて討論を行います。

議案第42号から議案第48号についての討論を行います。

討論につきましても7件一括で願います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

それではお諮りします。

「議案第42号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第43号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第44号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第45号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第46号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第47号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第48号 明和町との定住自立圏形成協定の変更について」の以上7件につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

## 【議案第55号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中 総務政策委員会関係分】

◎福井輝夫委員長

次に、追加で配付されました補正予算書の「議案第55号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中 総務政策委員会関係分」について御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書10ページをお開きください。10ページから13ページです。

款2 総務費のうち、除くものを申し上げます。

11ページ、項1 総務管理費、目9 企画費、大事業2 地方創生加速化交付金事業、これら

を除き、款一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。吉井委員。

○吉井詩子委員

私は電算事務管理費のITセキュリティ強化事業、ITセキュリティ強靱化対策事業についてお聞きをいたします。

この事業によりまして、どのような変化があるのかってということがわかるように事業の概要について説明をしていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

実はこれは日本年金機構でありました125万件でしたか、情報が流出したというのを受けて、国のほうで、その対応について検討がなされてきた結果、それに基づくものでございます。

実際国のほうで、有識者会議を開かれまして、どのような対応をとるべきかというところで、去年11月に報告が出されました。その内容を簡単に申し上げさせていただきますと、まず、自治体の電算事務関係のネットワーク、庁内の中のネットワークについて、分離をしましょうと。

これはどういう分離をするかということですがけれども、まず、マイナンバーの関係の個人番号の利用事務については分離をする、これは先行して、番号法の施行の2月5日までに、全自治体でそのように分離はされておるんですけれども、まず、番号法の関係の分離を導入する、なぜ分離を考慮するかといいますと、いわゆる実際に年金機構であったのは、攻撃型の標的メール、これが送られてきて、職員がそれと気づかずに開いてしまった。そこについていたウイルスで、職員のパソコンが汚染されて、そこからそのウイルスのプログラムによって情報を抜き取られたということになりますので、インターネット、外からの攻撃、影響に対しては、分離をして、インターネットとはつながってない環境をつくりましょうということ、まず重要な事務であります住民基本台帳系の住民情報系の事務の個人番号の利用事務をまず分離しましょう。

次に、分離をするのは、いわゆる内部情報系ということで、我々は財務会計とか、給与の関係、通常の行政事務で使っております事務につきましても、インターネットから分離をしましょうということ、そういうことで、個人番号の利用事業系と通常の行政事務系、それとインターネットと接続しておる形という3つのネットワークに再構成をしましょうということが主眼となっております。

その中で、個人番号の利用事務系につきましては、実際USBメモリーとかそんなんで外部への情報の持ち出しも防ぎましょうということ、考えられております。

それから、そういう重要な行政事務システムについては、アクセス制御ということで使える職員は当然ID、パスワードで付与してその職員しか使えないということにはなっておるんですが、さらにそのアクセス制御の密度を高めようということ、もう一つ、ID

パスワード、プラス何かの、職員が使えない、もう一つのカードをつけるとか、生体認証、静脈認証とか顔認証ということで、もう一つ認証機能を付けよう、二要素認証ということでいうております。

もう一つの認証機能をつけて、本当にその権限を持った職員しか使えないようにするというのが、一つ。

それと、インターネット系を分離するというので、そこら辺のリスク分担ということで、それによって、実際インターネットを通常の今我々が使っておる、行政事務で使っておるパソコンからは、そのまま直接インターネットは見られないようにということであります。

インターネットの専用のネットワークのほうで見るということになりますし、あともう一つ、外部の民間の事業者さんとのやりとりでメール、市民の方もそうですけれども、メールのやりとりもしていますけれども、そちらもいわゆる外とつながっていますので、いわゆる今使っておる行政事務のパソコンからは、外部のメールはつなげないようにする、外部メールの専用の端末をつくって、そちらのほうでしなさいというような形になっております。

個々の自治体についてはそういうふうに、3つのほうのネットワークを構成して、それぞれについて、対応していくということになっております。

◎福井輝夫委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

わかりましたといたいのですけれども、大変複雑な内容だと思います。

この今の説明をお聞きいたしまして、共同のパソコンを使う、今までの昔に戻るような感じのイメージがわくんですが、それを各課何台に置くかとかそういう具体的な計画なども決めてあるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

外部メールにつきましては、今のところ各課1台ということで、メール専用の端末を考えております。

インターネットの環境につきましては、同じように各課1台でいくのか、ある程度、使用頻度を見て、各課複数台でいくのか。

もう一つ、今の技術でいわゆる仮想化というとるんですけれども、そういう仮想化のサーバー、そういう技術を導入しまして、実際の我々が使っておる事務のパソコンのモニターで、画面だけ見えるような、そういう仕組みがありますので、そういう方式を採用させていただくと、実際に職員がインターネット専用機へ場所を動いて、そこで見てというんじゃないなくて、今までどおり、自席でインターネットだけは見られると、そういう環境がつ

くれますので、ちょっと事務の効率化の観点からいきますと、そちらの仮想化のほうの技術を採用させていただきたいなということで考えております。

ただ、職員全員が同時に、瞬間に全職員がインターネットを見るわけではないですもんで、ある程度、今考えておるのは200台、一瞬で、その時点で見るときには200台という限定になりますけども、そこら辺は導入の金額との折り合いをつけながらということで、業者さんにいろいろお話をお伺いすると、大体20%ぐらいが、そういう形で導入されとる事例が多いですよというのもお聞きしていましたので、200台でとりあえずといいますか、それが妥当なところかなということで、同時接続200台という格好で、今回予算計上をさせていただいております。

◎福井輝夫委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今の御答弁をお聞きしまして、国でなんとしてもせないかんものと、ある程度自治体の裁量に任されたものがあるのやなっていることを、その200台と決めたりとかいうふうに感じたわけなんですけど、やはり、この今までとは違う部分が出てくるということで、一般質問のほうでもありましたが、セキュリティの委員会をきちんとしていくということなんですけど、この辺で、職員さんへの教育とか、そういう強化についてはどのようにされていきますでしょうか。

◎福井輝夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

これにつきましては、今回こういう形で、技術的にはこういう形をとるわけですけども、実際、人材育成それから職員の教育という面では、引き続き今までどおりさせていただくということがございますけれども、ただ、国のほうからの指示にもありますけれども、もう、必ず攻撃はあるもんやという前提でことに当たらないかん、そういう強化をしていかないかんというのがありますので、そこら辺は肝に銘じまして、人材育成教育に当たっていきたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

一般質問のほうでも、ITの戦略に関して推進計画をつくるべきではないかということまで言及されておりました。

私も今回このセキュリティの強化は絶対に個人情報を守るために必要であるので、これはもう本当に、ぜひ取り組んでいただきたいことであると思いますし、また一方、IT戦

略のことをやっていくのも、同時に2本立てでやらないかなのかなというふうに考えますので、この推進計画ということ、先ほど御答弁で今までどおりというような、研修に関してありましたが、さらに進化させていかなければならないのではないかなと考えますが、最後にその辺の今後のお考え方について、お聞きしたいと思います。

◎福井輝夫委員長  
総務課長。

●中川総務課長

実は、今までどおりという表現をさせていただきましたけれども、確かに脅威というのは増しとるとするのは、そういう実感は実際担当としては持っております。したがって、訓練というのは継続してやっていかないかん、周知徹底を図っていかないかん、それについてはどのようにやっていくかという、いろいろ工夫をしていかないかんのやろなというのを考えております。

それと、当然セキュリティ、守るということについては、そのとおりでございますし、あと、一般質問でもありましたけれども、実際これを使って何ができるか、こんなことができるかというのは、いろいろな御議論の中で御教示いただいたところでもありますけれども、いわゆる市の政策として打って出るために、この活用をしてかないかんというのは当然考えていかないかんところでありますので、セキュリティの面と、打って出る政策の面と両輪ということで、体制の強化が必要かなというふうに考えております。

担当職員、頑張らせてさせていただきたいというふうに思っております。

◎福井輝夫委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

副市長がトップということになると思うんですが、ぜひ、専門性を有した職員の方も入れていただいて、しっかりと強化していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎福井輝夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員

私も総務管理費、目9企画費の企画推進事業の中で、出会い・結婚支援事業、これにつきましては、当初予算の中でも予算が盛られておりまして、そこでも質問をしておりますが、また補正が出てきましたので、もう少し突っ込んで質問をしたいと思います。

当初予算におきましては、1,211万7,000円ということで、予算が盛られとったわけですが、中身の分析を聞いてみますと、委託料が700万、施設経費が200万、事務委託が150万ということで、1,211万7,000円の中におきまして、具体的な支援策としての活動

費と申しますか、施策費と申しますか、これが150万程度であったと思います。

そうした中で、今回この補正の関係で、325万盛られるということで、支援策に回せるお金が約500万弱ではないのかな、このように思います。

先般の予算委員会でも、質問しておりますので、簡単に聞かせていただきますが、週4日のオープンということで、常勤2名、非常勤1名の、非常勤についてはセンター長ということで、四日市と兼務しておるということで聞いておりますが、やはり今後の取り組みについて、これでは弱いのではないのかな、このように私は思って質問をさせていただきます。

やはり組織のPRをもっと積極的にやっていくべきではないのかな、この辺についてもやっぱり自治会とか、まちづくり協議会へのPR、協力要請、こういったもんでも非常に大事であろうかと思えますし、また協議会的な組織づくりについて考えておるのか。

やっぱり地域を含めた活動をしていかなければ、なかなか定着しないし、範囲が狭まってくるのではないかなと、こう思いますので、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長

市民交流課副参事。

●鈴木市民交流課副参事

予算の審査のところでもお話いただきました。

今回の7号補正で計上しております325万はですね、28年度当初のソフト事業というところですから150万というふうにおっしゃってもらっていますが、その部分を前倒しして、国の補正に乗っかっていこうというようなところで、その要件に合うような、もう少し、もう一度、事業を組み立てし直しまして、計上させていただいたものでございます。

なので、国の事業に採択をされれば、こちらの補正のこちらの分を使って、28年度に繰り越しをしますが、そちらのほうでこのソフト事業を進めていきたいというふうに考えております。

先ほどおっしゃってもらったPRに関しましては、やはりもう少し必要かと思えますので、いろんな方面に進めていきたいというふうに思っております。

協議会ということですが、この出会い・結婚支援事業を進めていくにあたりまして、市だけではなくって、民間というか、市民の方からの御意見も聞かせていただいたほうがいいだろうということですね、出会い・結婚支援事業検討会というふうなものを立ち上げておりまして、皇學館大学の先生でありますとか、商工会議所の代表の方とか、企業の代表の方とかというふうな方に入らせていただきまして、検討していく場というのも設けております。

◎福井輝夫委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

今全国的に少子化問題は大きな課題になっておると思います。そうした中でやはり、国の方向性に乗っかってということで、それについては結構なことだと思っておるわけですが、やはり組織を立ち上げて、間もないんで、なかなか結果は出てこないとは思いますが、地道な、地に着いた活動をしていかないと、なかなか上滑りで結果がなかなか出ないような方向が出てくるのではないかな、このような懸念をしております。

やはりこの役所の中においても多くの対象者がおりますし、また地域においても、そういった願望を持った者がおりますが、なかなか自分では積極的に出られないといったこともちよいちよい聞きますし、またそういった関係についても、私たちとしても可能な限り相談に乗っていかねばいけないのではないかなと、このように地域においても思っております。

そうした中で、一つの課でこの問題に取り組むといたって、大きな課題もあるのではないかなと、このように思います。

部課長さん初め、全庁的にやっぱりこの問題については取り組んでいかねばいけない。そしてまた情報交換もしていかなければいけないのではないかな、このように思っておりますが、その辺についての考え方は、どういうふうに考えておるかお示し願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長

環境生活部参事。

●大西環境生活部参事

この事業ですね、私ども始めてまだ半年弱というところでございます。

今後の進め方等もですね、私どもだけで完結できるかという、委員仰せのとおりですね難しいと思いますので、今後課題等出てきましたら庁内の検討の場もいただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

この問題につきましては、複雑な要素が絡んでくるので大変簡単に片のつく問題ではございませんが、やっぱり自立圏構想とか、そういったことでも、今回も条例の改正もされておりますし、範囲を広げてというようなことでわかるわけですが、現在、全国的にも先進の事例のある都市があるわけですね。富山県の南砺市においては、市長自ら旗を振って、この問題について非常に力を入れとるといってもいろいろ情報を聞いておりますんで、この伊勢においても、そういったことも参考にしながら、今後しっかりと取り組んでいただきたいなど、以上で終わっておきます。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

それでは御発言もありませんので、款2総務費の審査を終わります。

次に20ページをお開きください。20ページ、21ページです。

款10消防費、款一括で御審査願います。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

8ページにお戻りください。8ページ、9ページです。

次に、歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の1ページにお戻りください。1ページから4ページです。

条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。



お諮りします。

議案第55号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中 総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべし決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

### 【議案第56号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

続いて、追加配付されました条例等議案書の「議案第56号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りします。

議案第56号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終わりました。

お諮りします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

(午前 11時06分 休憩)

(午後 11時08分 再開)

◎福井輝夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、管外行政視察について御協議願います。

本件については、2月9日の総務政策委員協議会におきまして、実施を決定いただき、日程、視察先及び視察項目について、正副委員長に御一任いただいております。

お手元に配付の資料のとおり、提案させていただきます。

視察日程につきましては、5月11日水曜から13日金曜での3日間、また、視察先及び視察項目につきましては、岡山県岡山市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」、愛媛県の「結婚支援事業について」、愛媛県今治市の「ふるさと納税について」、以上の項目について、視察受け入れの内諾を得ているところであります。

本件について御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、お諮りします。

管外行政視察につきましては、ただいま説明いたしましたとおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたします。

また、行程等詳細につきましては、正副委員長に、御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

詳細な行程は決まり次第、委員の皆様へ配付いたします。

なお、視察項目がいずれも継続調査の範囲外となりますので、閉会中の継続調査として議長に申し出をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

次に、視察報告書についてですけれども、視察終了後、各委員から正副委員長に所感を提出していただき、正副委員長において報告書を提出するということに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認め認めます。そのように決定しました。

以上で御審査願います案件はすべて終わりました。

それではこれもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 11時13分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員